## 第八〇回

## 参第三号

石炭鉱業復興基本法(案)

## 目次

- 第一章 総則(第一条 第五条)
- 第二章 石炭鉱業復興計画(第六条・第七条)
- 第三章 石炭鉱業復興のための措置(第八条 第十六条)
- 第四章 石炭鉱業復興公社(第十七条)
- 第五章 石炭鉱業復興審議会(第十八条 第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、石炭鉱業が置かれている現況とわが国に豊富に存する石炭のエネルギー資源又は各種製品の原料資源としての将来性にかんがみ、石炭資源を活用し、石炭鉱業の復興を図るため、石炭資源の開発、石炭の需要の拡充、石炭鉱業の近代化等の石炭鉱業の復興のために必要な施策を総合的かつ計画的に講じ、もつてエネルギー資源等の自給度を高め、国民経済の発展と国民生活の向上とに寄与することを目的とする。

(石炭鉱業の復興に関する施策)

- 第二条 石炭鉱業の復興に関する施策は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる 事項について推進されなければならない。
  - 一 未開発炭田等の開発及び再開発、遊休鉱区の買収、埋蔵鉱量等の総合的な調査等を 行うことにより石炭資源の開発及び再開発を図ること。
  - 二 石炭の有効利用のための研究及び技術の開発並びにこれらの成果の普及を行うこと 等により石炭の利用の多元化と需要の拡充を図ること。
  - 三 石炭鉱業の整備又は経営の改善に必要な資金の助成等を行うことにより石炭鉱業の近代化を図ること。
  - 四 石炭の販売価格につき標準価格を定めるとともに石炭の輸入の調整を行うことにより石炭鉱業の生産基盤の確立を図ること。
  - 五 炭鉱労働者の養成を行うとともにその労働条件の改善と福祉の向上を推進することにより炭鉱労働者の確保を図ること。
  - 六 石炭鉱業に関する専門技術者及び研究者を養成し、及び確保することにより石炭鉱業に関する技術の水準の向上を図ること。
  - 七 石炭鉱山における保安施設の整備と保安要員の確保を促進することにより炭鉱労働者に対する危害の防止、石炭鉱山の施設の保全及び石炭資源の保護を図ること。
  - 八 石炭鉱業による鉱害の防止に関する施設の整備等鉱害の防止に関する事業を推進することにより生活環境と自然環境の保全を図ること。

(国の責務)

第三条 国は、第一条に掲げる目的を達成するため、石炭鉱業の復興に関する施策を総合 的かつ計画的に講ずるものとする。

(石炭鉱業を営む者等の責務)

- 第四条 石炭鉱業を営む者は、石炭鉱業の経営基盤の強化を図るとともに、国が実施する 石炭鉱業の復興に関する施策に協力する等石炭鉱業の復興に寄与するよう努めなければ ならない。
- 2 電気事業者、ガス事業者等は、国が実施する石炭の需要の拡充に関する施策に協力する等石炭鉱業の復興に寄与するよう努めなければならない。

(年次報告)

第五条 政府は、毎年度、国会に対し、石炭鉱業の復興に関する計画に基づく施策の実施 に関する状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第二章 石炭鉱業復興計画

(基本計画)

- 第六条 通商産業大臣は、石炭鉱業復興審議会の議を経て、昭和五十二年度以降の毎五箇年を一期とする石炭鉱業の復興に関する計画(以下「基本計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 2 政府は、前項の規定により基本計画を決定したときは、これを国会に提出して、その 承認を求めなければならない。
- 3 基本計画には、五箇年間における石炭鉱業の復興に関する施策の目標を定めなければならない。この場合においては、当該基本計画の最終年度における石炭の生産数量及び生産能率の目標並びに石炭の需要量の見通し(産業別の石炭の需要量の見通しを含む。)を明示しなければならない。
- 4 基本計画は、自然環境の保全及び公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならない。
- 5 前各項の規定は、基本計画を変更しようとする場合に準用する。

(実施計画)

- 第七条 通商産業大臣は、石炭鉱業復興審議会の議を経て、毎年度、基本計画の実施のため必要な事業で政令で定めるものについての計画(以下「実施計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 2 実施計画は、石炭鉱業を営む中小規模の事業者がその事業を継続して営むことができるよう特に配慮されたものでなければならない。
- 3 前二項の規定は、実施計画を変更しようとする場合に準用する。

第三章 石炭鉱業復興のための措置

(石炭生産計画)

第八条 石炭鉱業を営む者は、通商産業省令で定めるところにより、石炭の生産に関する

計画(以下「石炭生産計画」という。)を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。

- 2 通商産業大臣は、実施計画を達成するため特に必要があると認めるときは、前項の規 定による届出をした石炭鉱業を営む者に対し、その届出に係る石炭生産計画を変更すべ きことを勧告することができる。
- 3 石炭鉱業を営む者は、通商産業省令で定めるところにより、石炭生産計画に基づく事業の実施状況及び石炭の生産費その他事業の経理の内容を、定期に、通商産業大臣に報告しなければならない。

(標準価格の決定)

- 第九条 通商産業大臣は、毎年、通商産業省令で定めるところにより、石炭鉱業復興審議会の議を経て、石炭の生産費を基準とし、石炭の輸入価格、石炭以外の燃料の価格その他の経済事情を考慮して、石炭鉱業を営む者及び石炭の販売の事業を営む者の石炭の販売価格につき、標準価格を定めなければならない。
- 2 通商産業大臣は、前項の標準価格を定めるに当たつては、石炭鉱業の生産基盤の確立 に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。
- 3 通商産業大臣は、第一項の規定により石炭の標準価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(標準価格の変更)

- 第十条 通商産業大臣は、石炭の生産費又は輸入価格、石炭以外の燃料の価格その他の経済事情に著しい変動があつたため特に必要があると認めるときは、石炭鉱業復興審議会の議を経て、前条第一項の規定により定めた石炭の標準価格を変更しなければならない。
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(需要拡充のための勧告)

第十一条 通商産業大臣は、基本計画において定められた石炭の需要の拡充に関する施策 の目標を達成するため必要があると認めるときは、電気事業、ガス事業、製鉄業、窯業、 熱供給事業その他の政令で定める事業を営む者のうちその資本の額又は出資の総額が政 令で定める額以上であるものに対し、石炭を使用すべきこと又は石炭の使用量を増加す べきことを勧告することができる。

(輸入の調整)

第十二条 政府は、石炭の輸入により、国内において生産される石炭の国内における需要 の維持拡充に重大な支障が生ずると認められる場合には、石炭の輸入に関し、輸入割当 て、関税率の引上げその他の必要な措置を講じなければならない。

(鉱区の調整等)

第十三条 国は、石炭鉱床の完全な開発と合理的な石炭の採掘を図るため、採掘権の譲渡 又は採掘鉱区の増減についての協議のあつせん、裁定等による鉱区の調整等必要な措置 を講じなければならない。 (炭鉱労働者に対する施策)

第十四条 国は、炭鉱労働者の確保と福祉の向上を図るため、労働条件の改善、福祉施設の整備、社会保障の充実、炭鉱労働者の養成、技術教育の充実等必要な措置を講じなければならない。

(石炭鉱業に関する研究体制の整備等)

第十五条 国は、石炭鉱業に関する科学技術の振興と石炭の利用の促進を図るため、研究 体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等必要な措置を講じな ければならない。

(国の援助)

第十六条 国は、石炭鉱業を営む者に対し、未開発炭田の開発、炭鉱の坑道の延長等の石炭採掘のための施設の整備又は技術の改良、石炭鉱山の保安のための施設の整備又は技術の改良、炭鉱労働者の生活環境の改善等に必要な資金の一部の補助、資金の融通、機械の譲渡又は貸付け、技術的な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

第四章 石炭鉱業復興公社

第十七条 石炭鉱業の復興に関する施策を推進するため、その施策を実施する機関として、 別に法律で定めるところにより、石炭鉱業復興公社を設置する。

第五章 石炭鉱業復興審議会

(設置)

第十八条 総理府に、石炭鉱業復興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

- 第十九条 審議会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、石炭鉱業の復興に関する重要事項を調査審 議する。
- 2 審議会は、石炭鉱業の復興に関する重要事項について、自ら調査審議して内閣総理大 臣又は関係各大臣に意見を申し出ることができる。

(組織)

第二十条 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員四十人で組織する。

一当該区域内に石炭産出地域が存する市町村の市町村長を代表する者三人二当該区域内に石炭産出地域が存する市町村の議会の議長を代表する者三人三石炭鉱業に従事する労働者が組織する労働組合を代表する者七人四石炭鉱業を営む者を代表する者七人五石炭の需要者を代表する者七人六石炭鉱業復興公社を代表する者三人七日本学術会議の推薦する者十人

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

- 3 委員及び専門委員は、非常勤とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(石炭鉱業合理化臨時措置法等の廃止)

- 第二条 次に掲げる法律は、廃止する。
  - 一 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)
  - 二 石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第四十九号)

(経過措置等)

第三条 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

## 理由

石炭鉱業が置かれている現況とわが国に豊富に存する石炭のエネルギー資源又は各種製品の原料資源としての将来性にかんがみ、石炭資源を活用し、石炭鉱業の復興を図るため、石炭資源の開発、石炭の需要の拡充、石炭鉱業の近代化等の石炭鉱業の復興のために必要な施策を総合的かつ計画的に講じ、もつてエネルギー資源等の自給度を高める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。